

令和2年9月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年9月29日（火）

午後1時30分～午後2時30分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年9月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年9月29日（火） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（13人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
~~12番 小高 陽子~~ 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 12番 小高 陽子 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 6番 伊藤 紀明 委員 7番 北野 和信 委員

第2 報告第8号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

令和2年度第4回農用地利用集積計画（案）について

第4 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく

令和2年度第7回農用地利用配分計画（案）について

第5 その他

- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 無し

8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和2年9月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、小高 陽子 委員が都合により欠席ですが、出席委員は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
(会長挨拶)
それでは、始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。
それでは、6番 伊藤 紀明 委員、7番 北野 和信 委員 をお願いします。
続きまして、日程第2 報告第8号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第8号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」の説明をします。
今回の合意解約の件数は2件で、畑2筆、合計面積2,209㎡の報告となります。
農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
解約の理由につきましては、貸出人と借受人の間で、基盤強化法による貸借契約していたものを、農地中間管理事業の方へ乗り換えるということで、今回、合意解約となっており、この後の議案で農用地利用集積および配分計画が上がってきます。今回の件につきましては、以前から中間管理の候補に上がっていた農地ですが、所有者が町外在住ということで、担い手公社の追跡調査により、ようやく所在が判明したことで中間管理に乗り換えることができるようになったものです。
以上で、報告第8号について説明を終わります。
- 松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

(特になし)

この件につきましては、さきほど事務局より説明がありました通り、所有者が町外

在住者で追跡調査の結果、中間管理事業に乗り換えるということですので、何ら問題ないと思いますので、ご報告にかえさせていただきます。

それでは、日程第3 議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第4回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第4回農用地利用集積計画（案）について」の説明をします。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、先ほどの報告第8号で出てきました農地2筆分で、今回は賃貸借による権利は無く、すべて集積期間10年以上の使用貸借による権利になり、畑2筆、合計面積2,209㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、先月も申しましたとおり出し手となる貸付人から、農地中間管理機構である公益財団法人 長崎県農業振興公社が中間管理権により借受人となる場所までがこの集積計画となります。そのあと長崎県農業振興公社を通して受け手の方へ貸し付けられるまでが、次の議案で出てきます配分計画となり、参考として備考欄に受け手の氏名を記載しております。

貸付期間については、すべて令和2年11月10日から令和12年11月9日までの10年間となっています。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

松本代理： たった5aの農地を担い手公社が何で借りるのかと思われるかもしれませんが、このまわりの畑を全部担い手公社が中間管理機構から借りて落花生を作っております。この廣平の畑でいろいろな作物の試験栽培をやっているようです。

また、●●さんが借りる予定の綿打川の畑については、●●さんがこの周囲の1haほどの農地を借りて飼料作物を作っておりますので、その関連で●●さんが借りるということになっているようです。

松山会長： ありがとうございます。ほか、無いでしょうか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

- 松山会長： それでは、許可することにいたします。
続きまして、日程第4 議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第7回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 北村局長： それでは、議案第24号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第7回農用地利用配分計画（案）について」の説明をします。
配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりで、先程の議案第23号の集積計画の内容とすべて合致し、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しています。
筆数総計2筆2,209㎡となります。配分計画の始期もすべて令和2年11月10日からで、終期が令和12年11月9日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。
以上で議案第24号についての説明を終わります。
- 松山会長： 事務局から説明がありましたが、この件につきましては先ほどの議案と一緒にですので、担当地区の委員さんからも説明がありましたように、何ら問題ないと思いますので、許可するということがいかがでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： それでは、許可することにいたします。
続きまして、日程第5 その他について を議題とします。
10月の総会の日程を決めたいと思います。
- 北村局長： 事務局としては10月27日（火）でどうかと思っております。
- 松山会長： 事務局から10月27日で提案ありましたが、みなさん何か都合が悪いとかある方いらっしゃいませんか。

(特になし)

無いようでしたら、10月27日午後1時30分から決めたいと思います。よろしくをお願いします。
- 北村局長： 農地利用状況調査票をご提出いただきましたが、利用状況調査につきましては、お疲れさまでした。皆さんの調査結果を、事務局においてシステムへ入力する作業に入

りますが、もし不明な点が出てきましたら、随時電話で連絡をさせていただきますので、対応していただきますよう、よろしくお願いします。

なお、入力作業が完了しましたら、農地利用意向調査に入りますが、それと併せて、今年はこの後の研修会でもメインとなってくると思いますが、人・農地プランの実質化のための、アンケートの補完調査を実施することが皆さんに直接関わってくる活動になってきます。その結果を基に地図の作成となりますので、11月入ってからとなると思いますが、ご承知おきください。

【農業者年金加入推進について】

(農業者年金加入推進名簿に基づき説明)

【全国農業新聞購読推進について】

(全国農業新聞購読者名簿に基づき説明)

これらの推進活動に取り組むにあたっては、地域の農業者に自信を持って説明していただけるように、まずは委員自らが理解を深めることが不可欠です。本日は、この後の研修会もあり、農業会議から来ておられますので、せっかくですので農業者年金と農業新聞について、ご説明いただきたいと思います。

内藤課長よろしくお願いします。

農議・内藤課長： お疲れ様です。農業会議の内藤です。よろしくお願いします。

総会の後に研修でお話をさせていただきますが、今、北村局長からもご紹介いただきましたように、新任の委員さんも半分ほどいらっしゃるという位置づけをお話しさせていただきます。

【農業者年金について】

(農業者年金 携帯用パンフレット に基づき説明)

【全国農業新聞について】

(全国農業新聞の概要と目的、刊行の経緯等について説明)

簡単ですが、以上でよろしいでしょうか。

北村局長： 内藤課長、ありがとうございます。
その他は以上です。

松山会長： 本日予定していた議案についての審議は、これで終了いたしました。
皆さんから何か無いでしょうか。

松本代理： さきほど農業者年金の推進名簿をいただき、パンフレットが5部あるということですが、該当者については受け持ちの地区の担当の農業委員さんがまわるということですのでよろしいでしょうか。

北村局長： 推進委員さんもおられますが、地区の農業委員さんと推進委員さんで、推進委員さんのほうが交際があるということであれば推進委員さんが行ってもいいと思いますが、お互い話し合っ、お二人で行っていただいても良いですし、そのような形でお願いします。

松本代理： はい、わかりました。

松山会長： ほか、無いでしょうか。

伊藤委員： この前農地パトロールをしていたのですが、ある人から、「ここは畑に復活する見込みもないので手続きをしてほしい。」と言われたのですが、どのような手続きをすれば良いのでしょうか。

北村局長： そこはもう荒れているのでしょうか。

伊藤委員： はい、赤です。

北村局長： 前から赤でしょうか。

伊藤委員： はい、前から赤です。

北村局長： 何で非農地にしていないのか…。

松山会長： 去年の六島で小値賀町全体の非農地判断が一通り終わっています。その後に赤になった可能性はあります。今後も続けていかないといけないのですが、出来るだけ農地は農地として残していけないといけないものですから、農業委員・推進委員さんの判断で利用状況調査をお願いしましたが、その中で赤色というところは意向調査をして、非農地判断をするということになると思います。できるだけ農地は減らさない方針ではありますが、なかなかこれだけ農家が高齢化していきますと、狭地などのなかなか借り手がつかない農地はどうしても荒れてくるのは仕方がないと思います。畑総事業をした農地は特に荒らさないようにしていただいて、また、機械が入りにくい農地などは今後見直しの判断ができると思いますので、状況調査の結果をもって判断したいと思います。後日、協議をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

北村局長： 事務手続きとしても、今、会長が言いました通り、今回利用状況調査していただいた結果を事務局がシステムに入力し、遊休農地に対してその所有者に意向調査をかけ、中間管理に出します、他の人に作ってもらいます、作りにくいので耕作放棄します、といった意向を確認します。その意向調査の結果をふまえて、会長が言いました通り、昨年度で町内全体の非農地判断が終わったので、あまり数が多ければ2年か3年にかけて、例えば大字単位で年度計画を立てて非農地判断をまた一周する必要があるかと思いますが、少なければ東半分・西半分などにかけて非農地判断をするという流れになると思います。以上です。

松山会長： 中間管理機構も借り手がいないと受けてくれないので、特に狭地や、かかりのわるい土地は意向調査をかけて「中間管理機構に貸します」と言っても、おそらく中間管理機構が受けてくれないので、今後は、そういったように対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、この後研修会が予定されておりますので、長時間にわたり大変ですが、よろしくお願いいたします。それでは本日の会議はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。